

第3章 地域福祉施策の推進方策

1. 計画の目標

第1章で示した地域福祉の理念を踏まえ、次の3つを本計画の目標とします。

- (1) 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会
- (2) 誰もが地域と「つながり」をもち、ともに支え、支えられる地域社会
- (3) さまざまな団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

2. 地域福祉施策の方向性

上記の目標の実現に向け、次の4つの項目について重点的に取り組み、必要な施策の展開を図ります。

- (1) 地域福祉のセーフティネットの構築
- (2) 市町村支援
- (3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり
- (4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

地域福祉推進の方向と展開

【第2期計画における具体的取組み】

地域福祉のセーフティネットの構築

市町村における地域福祉
コーディネーター関係事業
の取組支援

- 小地域ネットワーク活動の課題解決に向けた取組み
- 先進事例の収集及び市町村への情報提供
- 地域福祉のコーディネーターの育成及び資質の向上
- 市町村が行うコミュニティソーシャルワーカーの配置事業等の評価手法の検討
- 地域福祉施策に関する府域全体の状況及び福祉課題の把握

身近な地域福祉の担い手
である民生委員・児童委員
が活動しやすい環境づくり

- 民生委員・児童委員の資質向上を図る研修の充実
- 住民周知のための広報・啓発
- 民生委員児童委員協議会への外部理事選任の働きかけ
- コミュニティソーシャルワーカー等関係機関との連携強化の推進

地域の要援護者を把握し、
支援するための取組みの
促進

- 個人情報共有に関する府民への啓発
- 個人情報の適正な取扱いを確保するための情報提供
- 地域の要援護者情報の把握の推進
- 災害時における市町村の支援体制づくりの促進

市町村支援

地域福祉施策の推進に対
する支援

- 地域福祉・子育て支援交付金の創設
- 先進事例の提供による市町村の施策立案のサポート
- 先駆的な取組みを進める市町村への支援

市町村地域福祉計画の策
定等に対する支援

- 地域福祉計画の策定・見直し支援
- ワーキンググループでの地域の福祉課題等の研究

地域福祉・福祉サービスの 担い手づくり

地域福祉を支えるこれからの
担い手の確保

- 情報提供・広報による府民の福祉活動への参加機会拡大
- 企業との連携による担い手の確保
- 教育関連ボランティアとの連携促進
- 小中高校での福祉教育推進

社会起業家の育成・支援

- 社会起業家の活動に関する広報
- 中間支援組織のプラットフォーム機能を有するネットワークの構築
- 社会起業家と地域をつなぐコネクター機関の育成

地域貢献を行う企業との
連携の推進

- 地域貢献を行う企業との連携推進

福祉を支える専門人材の
養成・確保

- 潜在的有資格者の再就職支援
- 複数事業者間での連携による人材の確保
- 職場体験・広報活動の推進

地域での自立生活を支える 福祉基盤づくり

社会福祉協議会に対する
活動支援

- 大阪府社会福祉協議会の活動支援
- 市町村社会福祉協議会の取組支援
- 地域貢献委員会の設置促進

大阪後見支援センター
(あいあいねっと)の再構築

- 市町村社協、地域包括支援センター等関係機関相互の連携促進
- 地域の相談機関のスーパーバイザーとしての取組推進
- 日常生活自立支援事業の利用待機者の解消
- 日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行促進
- 市民後見人養成に向けた研究の場の提供
- 市町村社協の法人後見に対する取組支援

福祉サービスの苦情解決
体制への支援

- 第三者委員の設置促進
- 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員のスキルアップ
- 運営適正化委員会と市町村等関係機関との連携促進

福祉サービス第三者評価
事業等の推進

- 事業者に対する普及啓発
- サービス利用者への情報提供
- 府民への制度周知
- 評価機関の認証要件の見直し
- 指導監査による事業者の適正な事業運営の確保

福祉有償運送の推進

- 運営協議会の運営支援

3. 地域福祉施策の推進方策

(1) 地域福祉のセーフティネットの構築

地域における見守り・発見・つながりのネットワークは、地域福祉の根幹です。

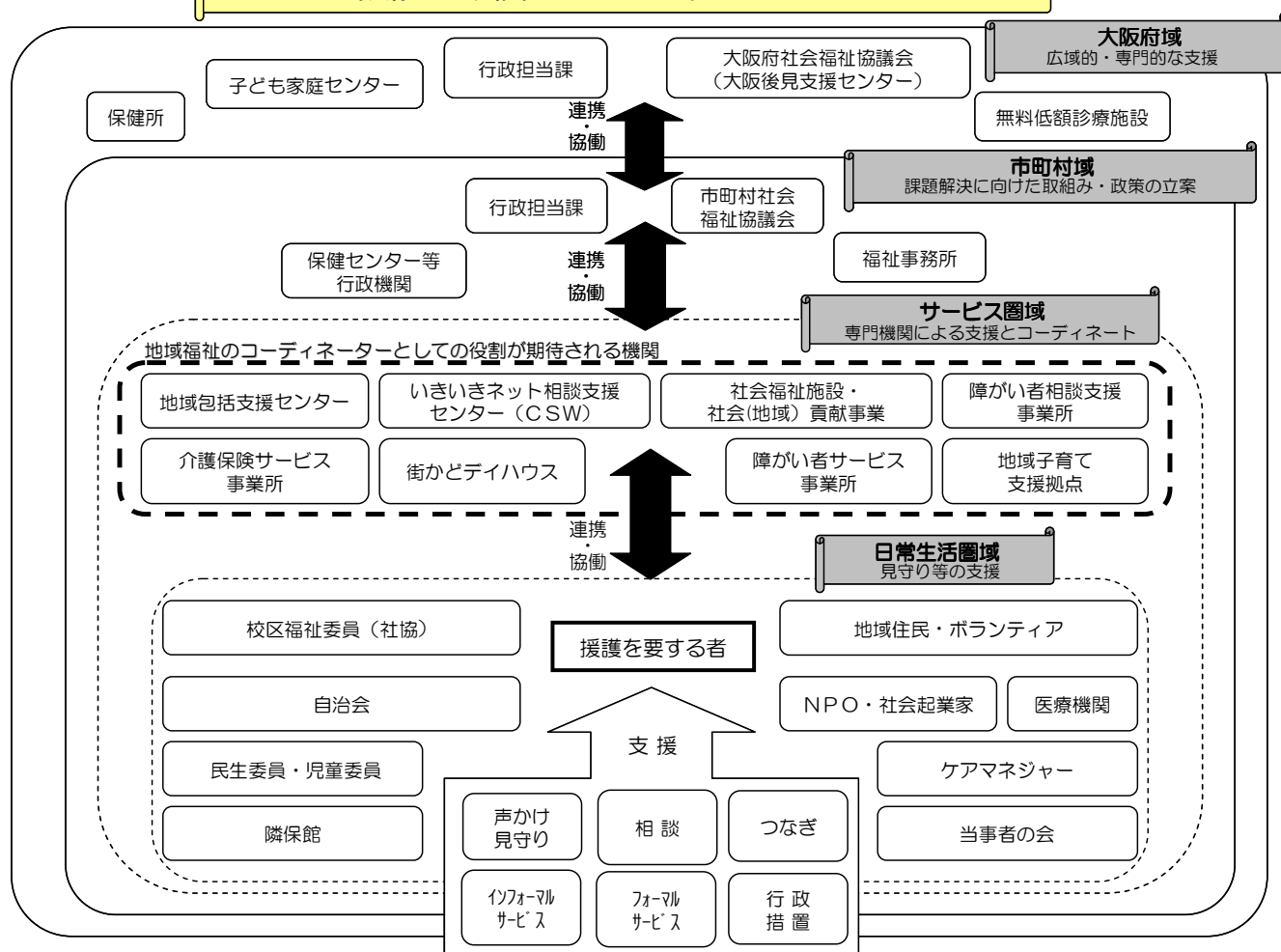
福祉課題を抱える要援護者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、多様な主体による「声かけ・見守り」「相談」「つながり」「インフォーマルサービス」「フォーマルサービス」「行政措置」といったさまざまな支援が必要になります。

地域において要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなど適切な支援が行われるためには、まず、「日常生活圏域」において、地域住民、民生委員・児童委員、校区福祉委員等による見守り等の活動が行われ、このような活動だけでは解決困難な福祉課題については、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉施設等の一定の「サービス圏域」に設置されている専門機関が支援し、さらに「市町村域」や「都道府県域」においては、行政機関や社会福祉協議会等がより広域的・専門的に課題解決に取り組むといった重層的なセーフティネットを構築することが求められます。

なお、こうした地域福祉のセーフティネットの構築にあたっては、地域住民等からの相談等に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の政策立案に向けた提言等を行うコーディネーターが必要です。

このため、市町村においては、地域の実情に応じて、「サービス圏域」の専門機関を地域福祉のコーディネーターとして位置づけ、当該コーディネーターが有効に機能するような仕組みづくりに取り組むことが重要です。

大阪府の地域福祉のセーフティネットのイメージ



※ 市町村は、地域の福祉のネットワークを活用しながら、地域の実情に応じて重層的なセーフティネットを整備することが求められています。なお、市町村の規模等によっては「日常生活圏域」と「サービス圏域」が同一である場合や「サービス圏域」と「市町村域」が同一である場合も想定されます。

※ 勤労者の場合には、その職場が最も身近な生活の場であるなど、居住地域以外のつながりが援護を要する者の抱える課題を発見することもあります。居住地域以外のつながりで発見された課題を専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける仕組みの構築も必要となります。

① 市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取組支援

民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域住民等による見守り・声かけ訪問や配食サービス等小学校区単位での支え合い活動を支援する市町村社会福祉協議会に対して、市町村とともに助成する小地域ネットワーク活動推進事業を平成10年度から実施してきました。

また、隣保館を設置運営する市町村に対し助成を行うほか、隣保館における相談機能の強化を図るため、地域住民の生活上のさまざまな課題やニーズに対応する総合生活相談事業を平成14年度から市町村とともに進めてきました。

さらに、地域福祉のコーディネーターの役割を担う者として、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中学校区等の単位で設置するいきいきネット相談支援センターに配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業を平成16年度から市町村とともに進めてきました。

一方、大阪府社会福祉協議会老人施設部会においても、制度の狭間等の既存の制度だけでは対応困難な地域の要援護者に対する社会貢献事業を平成16年度から実施しており、府内の老人福祉施設に相談員を配置し、施設CSWとして要援護者に対する見守りや相談等を行うとともに、老人福祉施設の自発的な拠出により基金を設置し、その基金を活用した経済支援を行うことにより、要援護者の生活問題の解決や自立支援を図ってきました。

また、大阪府社会福祉協議会は、社会貢献事業の円滑な推進を図るため、平成16年度から施設CSWをサポートする社会貢献支援員を配置し、府においては、この取組みに対して助成する高齢者医療・健康・福祉サポート機能等支援事業を平成16年度から平成20年度までの5年間行ってきました。

【第1期計画における取組状況】

- 小地域ネットワーク活動は、平成19年度には府内のほぼ全ての小学校区で実施されており、延べ217万人の地域住民が参加しました。

小地域ネットワーク活動への参加者数

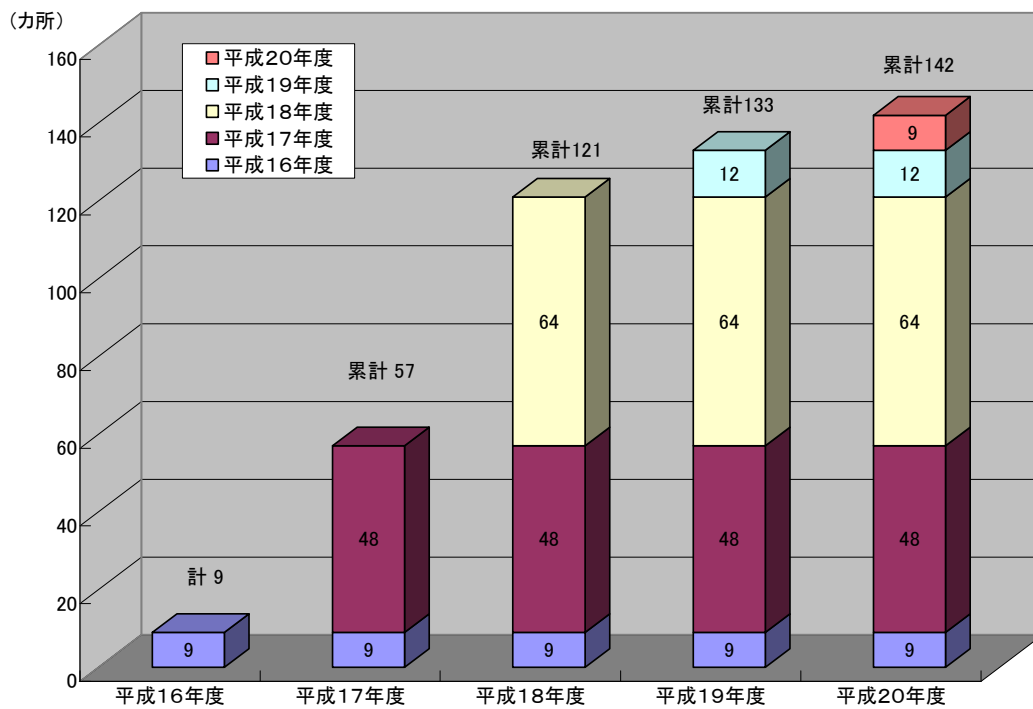
(単位：千人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
小地域ネットワーク活動の参加者総数	1,598	1,798	1,826	1,871	2,176

(出典：地域福祉課調べ)

- 総合生活相談員は、平成19年度には19市町27館の隣保館に72人配置されており、訪問等の活動を通じて地域住民のさまざまな相談にに応じてきました。
- コミュニティソーシャルワーカーは、平成20年度末には府内39市町村の142箇所に配置されており、要援護者に対する個別支援や解決システムの開発に取り組んできました。

コミュニティソーシャルワーカー配置箇所数



(出典：地域福祉課調べ 政令市・中核市除く府内39市町村)

コミュニティソーシャルワーカー活動実績

(単位：のべ件数)

	16年度	17年度	18年度	19年度
福祉制度等に関する相談件数	4,385	18,681	47,129	61,159
各種サービスの利用申請支援数	208	917	2,345	3,378
既存の公的サービス等へつないだ数	218	1,727	2,828	3,823
ケース会議数	102	654	1,551	2,358
地域福祉計画に関する情報提供数	4	80	401	882
新たなサービスに関する情報提供数	11	55	408	832
住民懇談会実施数	13	164	444	560
住民活動コーディネート数	8	120	603	749
要援護者等の組織化を支援した数	2	26	164	266
地域住民を対象とした研修会数	36	135	788	1,251

(出典：地域福祉課調べ 政令市・中核市除く府内39市町村)

- 社会貢献事業については、平成19年度に受けた相談件数は5,342件、社会貢献基金については、平成19年度までに約3億1千万円を積み立て、基金を活用した経済支援は約1億3千万円となっています。

なお、大阪府社会福祉協議会保育部会においても、子育て中の保護者に助言等を行う地域貢献支援員を保育所に配置する地域貢献事業が行われています。

【課題】

総合生活相談事業については、大阪維新プログラム（案）により平成19年度で廃止し、平成20年度から市町村が自らの判断で地域の実情に応じた事業実施ができるよう、総合相談事業交付金として再構築しました。

小地域ネットワーク活動については、担い手の高齢化や固定化、活動メニューの固定化等の課題があります。

また、コミュニティソーシャルワーカーについては、さらなる資質の向上に努めていく必要があります。

このような中、小地域ネットワーク活動推進事業及びコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業については、平成20年度で廃止し、地域の実情に沿った事業展開が促進されるよう市町村への交付金として再構築することとしました。

しかしながら、これまでこれらの事業が果たしてきた地域における見守り・発見・つなぎ等の地域福祉のセーフティネットの機能は、今後とも地域福祉を推進

していく上で不可欠であるため、このような機能が確実に継承されるような取り組みが必要です。

【第2期計画における具体的取組み】

- 小地域ネットワーク活動については、企業退職者や小中学生の保護者等新たな担い手の確保、少子高齢化の進展や災害時支援といった課題や福祉ニーズに応える新たな取組みの検討、さらには活動拠点・活動資金の確保等について、市町村や市町村社会福祉協議会（校区福祉委員会）等とともに検討します。
- 小地域ネットワーク活動等における先進事例を収集し、市町村へ情報提供することにより、各地の多様なセーフティネット構築に向けた取組みを促進します。
- 市町村において、地域の要援護者からのさまざまな相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりが行われるよう、必要な取組みを進めます。
- 市町村が配置するコミュニティソーシャルワーカー等の地域福祉のコーディネーターの育成を広域的・効率的に行う観点から、新任研修・現任研修等の資質向上を図るための取組みを進めます。
- 市町村が行うコミュニティソーシャルワーカー等の配置事業や小地域ネットワーク活動等の事業について、市町村自らが事業の効果検証を行うことができるよう、事業の評価手法の検討を行い、市町村の後方支援に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカー等の活動事例並びに小地域ネットワーク活動や隣保館の取組状況を市町村から収集し、府域全体の状況や福祉課題の把握に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカー等が発見した制度の狭間等の福祉課題のうち、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、市町村とともに研究し、新事業の検討や国への制度改善の提言等その解決に向けて適切に対応します。

② 身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

身近な地域福祉の担い手として、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されている民生委員・児童委員については、現在、府内で約1万3千人が地域住民の生活状態の把握、要援護者からの相談や生活保護の申請に関する助言等を行っているほか、一人暮らし高齢者の見守りや児童虐待の早期発見等の活動を通じて、地域における多様な福祉ニーズを発見し、関係機関と連携しながら課題解決につなげています。

【第1期計画における取組状況】

- 民生委員・児童委員の活動強化を図り、活動方針を明確にするとともに、長年にわたり民生委員・児童委員として社会福祉・児童福祉の増進に尽くした方に対する表彰等を行うため、「大阪府民生委員児童委員大会」を開催しています。平成20年は、大正7年に本府が全国に先駆けて創設した民生委員制度の前身である「方面委員制度」から数えて90年目にあたるため、90周年記念の大会を開催しました。
- 新任民生委員児童委員研修、中堅研修、指導者研修の実施や民生委員児童委員活動ハンドブックの作成等を通じて民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めています。
- 子育て支援や児童虐待の早期発見等に取り組むため、民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員を概ね小学校区単位に1人配置となるよう増員しました。

【課題】

児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、ホームレス、ひきこもり等さまざまな理由により支援を要する人が増加している中、住民に最も身近な相談役として、民生委員・児童委員の役割は重要性を増しています。

一方で、地域の結びつきの希薄化等に伴い、民生委員・児童委員活動への認知度や理解が低下しているという状況も一部に見られます。

このため、民生委員・児童委員が地域で活動しやすい環境づくりを一層進める必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 新任・中堅研修等民生委員・児童委員の資質の向上を図るための研修を引き続き行うとともに、新任研修にホームレスの自立支援に関する内容を追加する等研修内容の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員のさまざまな活動内容や区域担当者を住民に知ってもらい、住民から「顔の見える」民生委員・児童委員となるよう、市町村と連携しながら、さらなる広報・啓発に努めます。
- 民生委員児童委員協議会の活動内容や活動方針に関して多様な角度から助言を得ることにより、民生委員・児童委員活動の一層の推進が図られるよう、学識経験者やマスコミ関係者といった第三者の協議会理事等への選任について、大阪府民生委員児童委員協議会連合会とともに働きかけます。
- 地域住民の福祉課題を発見し、適切な助言や福祉サービスの提供につなぐこと

ができるよう、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター、行政等関係機関との連携強化を一層推進します。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載する市町村数	政令市を除く 41市町村中 19市町村	政令市を除く 全市町村	政令市を除く 全市町村
外部理事等を選任する民生委員・児童委員協議会数	—	政令市を除く41市 町村中25市町村	政令市を除く 全市町村

③ 地域の要援護者を把握し、支援するための取組みの促進

地域の要援護者を支援するためには、日頃から市町村と民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、自治会の役員、ボランティア、当事者団体等の関係者との間で要援護者に関する情報を把握し、あらかじめ共有することが必要です。また、こうした平常時の取組みは、災害時の安否確認等の支援にも不可欠です。

【第1期計画における取組状況】

- 市町村が日頃からの見守り体制を災害時の安否確認と連動して構築できるよう、そのモデルとなる取組み（見守り・災害発生時安否確認連携モデル事業）を支援しました。
- 平成18年度には、災害時に必要な情報を迅速・的確に把握し、安全に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する災害時要援護者の支援のための課題、福祉避難所の運営ノウハウ等を把握・検証するため、災害時要援護者支援対策をモデル的に実施する市町村に対し、支援を行いました。
- 平成19年3月には、市町村が地域の実情に応じて支援策を実施していく際に必要となる災害時要援護者支援プランの作成を促進するため、府としてその基本的な考え方や留意点等を示す「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」を策定しました。

【課題】

- 市町村から関係者に対する地域の要援護者支援に必要な情報の提供や共有が、個人情報保護条例上の問題等により適切になされていない、あるいは、地域の結

びつきの希薄化とプライバシー意識の高まり等のため、地域住民から関係者に対して必要な個人情報伝えられず、時には孤立死に至るケースもあることから、市町村と関係者との間で地域の要援護者情報を把握し、共有できるよう促進することが必要です。

- 障がい者手帳を取得していない人等行政が把握していない要援護者の情報をどのように把握するかということも重要な課題の一つです。
- 災害時要援護者については、市町村と関係者との間で日頃から情報共有を図り、災害時にはこれらの情報を活用して、避難情報の伝達や安否確認等の支援を実施できる体制づくりが必要です。

【第2期計画における具体的取組み】

- 市町村と関係者との間で地域の要援護者の保護に必要な情報を共有できるよう、府民に対して情報共有の必要性について啓発を行うとともに、市町村等に対して個人情報保護制度と両立し得る情報共有の手法について助言するなどの支援を行います。
- 市町村職員や関係者による個人情報の適正な取扱いを確保するため、市町村等に対し、個人情報保護に関する研修会の案内、啓発パンフレットの配布等を行います。
- 地域の要援護者、とりわけ障がい者手帳を取得していない人等の情報を民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティア等の関係者が把握し、共有化できるよう必要な取組みを進めます。
- 「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」に基づき、地域のネットワークを活かした日頃からの要援護者の情報把握・共有化を進めるとともに、災害時にはこれらの情報を活用した円滑な避難情報の伝達、安否確認等を実施できるよう、市町村の支援体制づくりを促進します。

(2) 市町村支援

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、地域の実情を把握して自ら主体的に地域福祉を推進していくことが求められており、それぞれの市町村が地域の特性や福祉ニーズに即し、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民の参加を得て市町村地域福祉計画の策定・改訂に積極的に関わり、福祉による地域づくりという観点から地域福祉を総合的・計画的に推進していく必要があります。

府は、広域的自治体として、市町村だけでは対応することが困難、あるいは非効率的になるような広域的・専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の自主性を尊重しながら、地域福祉計画の策定・見直しの支援等を通じて市町村における地域福祉の推進を支援します。

① 地域福祉施策の推進に対する支援

地域における見守り・発見・つながりの機能の構築や住民活動の支援等の地域福祉施策は、地域の実情を最も把握している市町村において実施されますが、府としても広域的・専門的な観点から市町村に対する財政支援をはじめ必要な支援を行っています。

【第1期計画における取組状況】

○ 市町村に対する財政的支援として、小地域ネットワーク活動推進事業やコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業、総合生活相談事業を実施するとともに、大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度を創設し、市町村の地域福祉の推進を支援しました。

【課題】

大阪維新プログラム（案）を踏まえ、府においては、市町村との適切な役割分担のもと、各市町村がその自主性を発揮して、地域における見守りや相談・つながりの機能の充実・強化をはじめとした地域福祉施策を推進できるよう、広域的な観点から支援する必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

○ 市町村が自らの判断で地域の実情に応じて地域福祉を推進できるよう、大阪府地域福祉・子育て支援交付金により、市町村が策定する地域福祉計画に掲げる目標達成に資する事業を支援します。

大阪府地域福祉・子育て支援交付金の概要

1 目的

地域福祉・子育て支援の分野を対象に、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民のサービス向上に資することを目的とする

2 対象事業

市町村が策定する地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画に掲げる目標達成に資する地域福祉推進事業又は子育て支援事業

3 事業規模

平成21年度当初予算 20億7千3百万円

4 取組み課題や事業例

- 援護を要する人に対する課題解決等の機能（セーフティネット）の構築・充実
- 住民による「支えあい・助け合い」活動の支援
- 健やかな出産の支援
- 保育所など地域資源を活用した見守りや援護を要する子育て家庭への支援 など

- 各地域が自主的に取り組んでいるセーフティネットの構築・充実等に関する施策例や小地域ネットワーク活動等の事例の収集に努め、その情報を提供し、市町村の施策立案をサポートします。
- 地域福祉施策を推進する中で把握・発見された課題については、その課題に向け、先駆的な取組みを進める市町村に対しては、財政的な支援等も検討します。

② 市町村地域福祉計画の策定等に対する支援

市町村には、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉を計画的に推進するための地域福祉計画の策定が求められています。府においては、これまで市町村地域福祉担当課長会議（平成13年8月設置）を開催し、市町村との情報・意見の交換や連絡調整に努めるとともに、平成18年3月には、市町村地域福祉計画策定指針及び地域福祉推進のガイドラインを策定するなど市町村の地域福祉計画の策定を支援してきました。

【第1期計画における取組状況】

- 府内市町村においては、平成20年度中に42市町村で地域福祉計画が策定済みとなる予定です。府においては、地域福祉計画の策定・改訂を予定している市

町村とともに地域福祉の推進に向けた課題等について検討するため、地域福祉計画の策定に関する連絡会議（平成20年7月設置）を設置し、市町村における地域福祉計画の策定・見直しを支援しました。

- 地域福祉力評価システムの府内市町村への普及を促進するなど、市町村が策定している地域福祉計画の評価（効果検証）に対する支援を行いました。

地域福祉力評価システムの概要

1 地域福祉力評価システムとは

市町村における地域福祉施策の進捗・達成状況の評価（効果検証）を行うため、豊中市・和泉市が大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金を活用して実施したモデル事業で作成したアンケートや分析用のプログラム。

2 システムの特徴

市町村が地域の福祉力に関する調査から分析までを簡便に行えるのが特徴。アンケートは、社会福祉協議会職員や民生委員・児童委員らの他、ボランティア活動に参加する住民などを対象に実施することを想定しており、計33問で回答は選択式。

結果を「意識、認知、地域のまとめ、参加、学習、しくみ」の6つの指標で分類するとともに、レーダーチャートで表し、一目で各自治体の状況を把握できるようにした。

3 システムの効果

同システムを活用することによって、転居などで福祉活動を実践する人が変わっても「地域の福祉力」について定点観測を行うことができる。また、複数自治体で、同一指標を使用した評価を行うため、地域間の比較も可能となった。回答は選択式で、結果はレーダーチャートによって表示される。これらにより、市町村域内の小学校区間や市町村間での結果の比較も可能となる。

【第2期計画における具体的取組み】

- 引き続き、市町村との地域福祉の推進に関する情報・意見の交換や連絡調整に努めるとともに、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援します。
- 地域福祉計画の改訂を予定する市町村と府でワーキンググループを設置し、地域福祉力評価システム等を活用しながら、地域福祉計画の達成状況や地域の福祉課題等について研究します。

(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

地域福祉を安定的・継続的に推進していくためには、地域住民一人ひとりが自らの問題として福祉への理解と関心を高めていくことが重要です。そのためには、府民の幼少期から高齢期に至るまでの幅広いボランティア体験や交流活動を推進するとともに、積極的な広報・啓発活動を行っていくことが必要です。

また、多様化する地域の福祉課題の解決にあたっては、行政やボランティア等地域住民、NPO、社会福祉法人、企業等さまざまな民間主体が担い手となることが求められています。

高齢者や障がい者等の介護をはじめとする福祉サービスが安定的に提供されるよう、質の高い福祉人材の養成と確保が必要です。

① 地域福祉を支えるこれからの担い手の確保

地域では、ボランティアや民生委員・児童委員、校区福祉委員等様々な福祉の担い手による多様な住民活動が行われています。府においては、市町村や社会福祉協議会とともに、これらの住民活動を支援し、担い手の拡大や活動の振興を図るための取組みを進めています。

【第1期計画における取組状況】

- 小地域ネットワーク活動に参加したボランティア等の地域住民や民生委員・児童委員は、平成19年度においては、見守り・声かけ訪問等を行う個別援助活動では約3万3千人、配食サービス活動、ミニデイサービス活動等を行うグループ援助活動では約4万4千人となっています。
- 小学校の余裕教室を活用した地域住民とボランティア団体との交流・活動の場づくりの取組みや教育分野と連携した小中学生のボランティア体験の取組み等を行う市町村を支援しました。
- 小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習を進めるとともに、高齢者施設や障がい者施設等の福祉施設への訪問等福祉・ボランティア教育を推進してきました。また、福祉やボランティアに関する研修の実施等を通じて教員の福祉教育に関わる資質の向上にも努めました。

【課題】

民生委員・児童委員や小地域ネットワークを支える校区福祉委員等の地域福祉の担い手は、高齢化の進展等に伴って不足する傾向にあります。また、同じ人が民生委員・児童委員、校区福祉委員、PTA役員等を兼ねているなど、担い手が

固定化しているといった状況も一部に見られます。

このため、若い世代や企業退職者等多様な担い手を確保していく必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携し、府民が必要とする福祉に関するさまざまな情報の提供を行うとともに、多様な媒体での広報・普及活動の実施により、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大に努めます。
- 民生委員・児童委員、校区福祉委員等の地域福祉の担い手不足解消を図るため、大阪府社会福祉協議会や関係団体、企業や生協等との連携により、若い世代や企業退職者等新たな地域福祉の担い手の確保に努めます。
- 地域福祉活動のこれからの担い手を確保するため、PTA関係者や学校支援地域本部に参加するボランティアと小地域ネットワーク活動に参加するボランティアとの連携を促進します。
- 小・中学校や高等学校において、引き続き、福祉に関する学習や福祉施設への訪問等福祉・ボランティア教育、とりわけ体験活動による福祉教育を推進するとともに、福祉やボランティアに関する研修の実施等を通じて教員の福祉教育に関わる資質の向上に努めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
地域福祉の担い手不足を解消するために連携した企業等の数	—	50	100

② 社会起業家の育成・支援

少子高齢化、核家族化及び都市化の進展等に伴い、地域のつながりが希薄になっていく中、地域福祉の新たな担い手として、地域の福祉課題をビジネス的手法を用いて解決するNPO等の社会起業家が注目されています。府内でも商店街の買い物客を対象とした一時保育のサービスやニートといわれる若者に対して就業機会を提供するサービス等さまざまな取組みが行われています。

【第1期計画における取組状況】

- 平成17年度から平成19年度まで、社会起業家に対するコンサルテーション

等を行う中間支援組織への支援を行う中間支援の基盤づくり事業を実施し、3年間で6団体の中間支援組織に対し、助成を行いました。

府が助成した中間支援組織

団体名
NPO法人 edge
NPO法人 大阪NPOセンター
NPO法人 おおさか元気ネットワーク
社会福祉法人 大阪府総合福祉協会
日本型CAN研究会
NPO法人 ひらかた市民活動支援センター

中間支援組織の取組み内容

- 1 ソーシャル・マーケティング
社会起業家に対して、把握したニーズの分析とその解決手法に関する助言等を行う
- 2 社会起業家カフェ
社会起業家間の情報交換や社会起業家の支え手と担い手のマッチングの機会を提供するため、「社会起業家カフェ」を運営する
- 3 社会起業家見本市
社会起業家の活動を広く府民や企業等にPRし、理解・協力・支援者の輪を広げるため、「社会起業家見本市」を開催する

- 平成17年度からは、立ち上げ段階の社会起業家に対し、事業の実現可能性を検証するための資金助成を行う社会起業家ファンド事業を実施し、平成20年度までに34団体の社会起業家に対し、助成を行いました。

【課題】

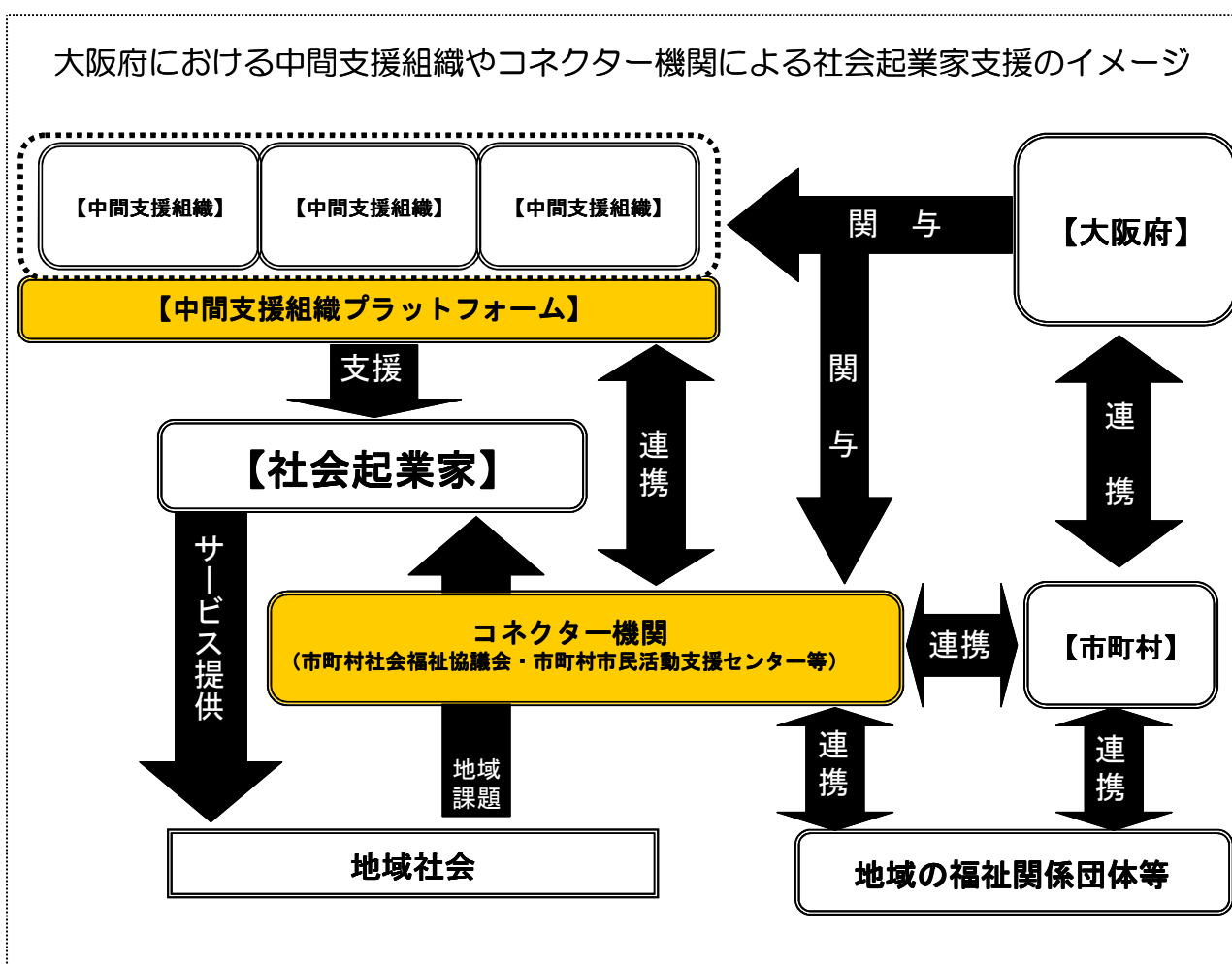
- NPOや社会起業家が、市町村地域福祉計画に位置づけられ、新しい地域福祉の担い手として市町村等との連携が図られるよう、その活動を市町村や関係団体、府民に対して一層広報する必要があります。
- 社会起業家が事業を行う上で必要な法的課題や経理事務等の専門的な相談に対

応できる専門家との連携方策についての検討が必要です。

- 社会起業家の事業と地域の福祉課題について、調整やつなぎを行う必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 社会起業家の活動をPRするフォーラムの開催やホームページ等の活用により、市町村や関係団体、府民に対して社会起業家の活動の一層の広報に努めます。
- 社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、中間支援組織のプラットフォーム機能（情報交換や連携の場）を有するネットワークの構築に努めます。
- 社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うには、社会起業家と地域とをつなぐコネクタの役割を果たす機関が必要です。コネクタ機関には、地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握している市町村社会福祉協議会や市町村市民活動支援センター、隣保館等がその役割を担うことが期待されます。このため、市町村社会福祉協議会等がコネクタ機関としての機能を持つことができるよう、必要な取組みを進めます。



具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
支援した社会起業家数	34	60（累計）	80（累計）
コネクター機関としての機能を持つ市町村社協等の数	—	ボランティア NPO 活動支援施設を有する40市町村中12機関	ボランティア NPO 活動支援施設を有する全市町村

③ 地域貢献を行う企業との連携の推進

企業における社会的責任の取組みの一環として、福祉分野でのさまざまな社会貢献・地域貢献活動も進められています。本府においては、こうした企業の活動と府の施策のマッチングを図り、府民サービスの向上等に寄与することを目的として、大阪府政・地域貢献企業登録制度（地域貢献企業バンク）を創設しています。

【第1期計画における取組状況】

- 地域貢献企業バンクを活用し、販売額の一部が大阪府福祉基金に寄附される地域貢献型自動販売機の設置を促進しました。また、食品メーカーとの提携により、販売額の一部が大阪府福祉基金に寄附される取組みも始まりました。



あなたも地域貢献！



ふくし応援自動販売機

この自動販売機の売上金の一部は、大阪府福祉基金に寄附され、府民の社会福祉活動の振興に役立てられます。

管理番号 FK-001

【第2期計画における具体的取組み】

- 引き続き、地域貢献企業バンク等も活用し、地域貢献を行う企業との連携による地域福祉の推進に向けた取組みを進めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
地域貢献企業バンクの活用数	2件	5件（累計）	8件（累計）

④ 福祉を支える専門人材の養成・確保

福祉に携わる市町村職員や市町村社会福祉協議会職員、施設職員等に対する研修を行い、資質の向上を図るとともに、大阪府社会福祉協議会に設置されている大阪社会福祉研修センターや財団法人大阪府地域福祉推進財団等との連携により、地域福祉を支える専門人材の養成に努めています。

また、福祉人材の養成・確保を図るため、人材の掘り起こしから無料職業紹介・あっせんを行う福祉人材センターの運営を行っています。

大阪府福祉人材センターについて

1 設置目的

福祉の仕事や資格、就職の仕方について相談・助言を行うほか、無料職業紹介やあっせん、福祉の仕事についての啓発事業等を行い、福祉現場に従事する人材の養成・確保を図る

2 設置根拠等

- (1) 設置根拠 社会福祉法第93条
- (2) 事業内容
 - 福祉人材無料職業紹介
 - 民間社会福祉施設合同求人説明会の開催
 - 福祉入門教室等の福祉講座の開催
 - 専門職ワークセミナー（看護師等）
 - 潜在者に対する講座の開催（潜在介護福祉士・ホームヘルパー）
 - 広報啓発事業
- (3) 事業主体 大阪府（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に委託）

大阪府福祉人材センターにおける主な事業実績

1 無料職業紹介

	17年度	18年度	19年度
求人相談（件）	7,851	9,538	8,669
求職相談（件）	9,226	7,206	5,710
有効求人数（人）	37,857	37,659	25,782
有効求職者数（人）	10,012	9,824	8,080
就職人数（人）	728	456	517

2 合同求人説明会の開催

<合同求人説明会「福祉の就職総合フェア 2008 in OSAKA」の概要>

- ◆ 目的 府内の社会福祉施設等と福祉分野への求職者との面談の場を提供することにより、福祉人材確保の推進を図る。
- ◆ 日時・場所 平成 20 年 6 月 7 日（土） 大阪府立体育館
- ◆ 対象者 求人側：福祉施設・事業所
求職者：福祉職への就職を希望する方、関心を持っている方
- ◆ 参加法人数 252 法人
- ◆ 求人数 介護職、看護職等 3,687 人
- ◆ 求職者総数 2,280 人

<合同求人説明会「福祉の就職フェア」の概要>

- ◆ 目的 従来行ってきた合同求人説明会について、地元自治体の協力を得て府内 3 箇所で開催することにより、求職活動の利便性を図る。
また、景気の悪化による派遣労働者の雇い止め等による就職困難者の就労相談を緊急的に受け付ける。
- ◆ 日時・場所 平成 21 年 2 月 15 日（日）大阪市鶴見区
2 月 21 日（土）大阪市北区
2 月 24 日（火）堺市
- ◆ 参加法人数 160 法人
- ◆ 求人数 介護職、看護職等 2,281 人
- ◆ 求職者総数 1,114 人

【第1期計画における取組状況】

- 高齢者や障がい者等の多様な介護ニーズに適切に対応できるホームヘルプサービスを提供するため、養成研修事業者の指定を行うとともに、必要な知識や技術を有するより質の高いホームヘルパーを養成するための研修事業を実施しました。
- 質の高い介護福祉士・社会福祉士の確保・定着を図るため、府内の養成施設在学を対象に修学資金の貸付を行いました。

【課題】

- 多様化するニーズに対し、支援を必要とする高齢者、障がい者等が、より質の高い福祉サービスを受けられるよう、社会福祉事業に従事する者一人ひとりの一層の資質向上が求められています。
- 少子高齢化の進展により、労働力人口の減少とともに、福祉・介護ニーズのさらなる拡大が見込まれることから、計画的・継続的な福祉人材の確保が求められる一方で、労働環境の厳しさ等の問題から、特に若い世代を中心として、人材が不足しています。

【第2期計画における具体的取組み】

- 潜在的有資格者の再就職支援やシニア層等多様な人材の福祉分野への参入・参画の促進に努めます。
- 複数事業所間の連携によるネットワークを活かした人材の確保、育成、労働環境の整備を支援します。
- 府民に福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうため、職場体験の場の提供やマスメディアを通じた広報活動等を推進します。
- 府内の介護福祉士・社会福祉士養成施設入学者を対象とした修学資金の貸付について、貸付額の拡充や貸付要件を緩和し、若い人材の一層の福祉・介護分野への参入を促進します。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標
福祉・介護人材の増加	—	7,500人の増加

(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

地域で住民一人ひとりが安心して自立した生活を営むことができるよう、大阪府社会福祉協議会等地域の福祉推進機関と連携し、福祉基盤づくりを進めるとともに、福祉サービスの利用者支援の取組みを推進することが必要です。

① 社会福祉協議会に対する活動支援

社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の福祉課題に取り組み、各種相談援助事業をはじめボランティア活動や福祉教育の推進、関係機関や福祉施設等との連携、住民参加ネットワークづくり等地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

【第1期計画における取組状況】

- 大阪府社会福祉協議会に対して、同協議会が設置する社会福祉研修センターとボランティアセンターの機能を併せ持つ大阪社会福祉指導センターの運営助成等の支援を行いました。
- 市町村社会福祉協議会が、地域の実情に応じた創意工夫により、市町村、福祉施設等関係機関との連携のもと、地域住民相互の交流の場を提供するふれあいのまちづくり事業や小地域ネットワーク活動への支援を市町村とともに行いました。
- 社会福祉協議会が、地域の関係者の幅広い参画により地域福祉の推進を図るよう、住民団体や福祉団体をはじめ保健・医療・教育等さまざまな分野の関係者を会の構成員とする組織会員制度について、大阪府社会福祉協議会とともに推進しました。現在、府内すべての市町村社会福祉協議会で取り組まれています。
- 社会による排除・摩擦・孤立等をなくし、すべての人々の人権が尊重される地域社会の実現を目指す「福祉と共生のまちづくり」のため、市町村社会福祉協議会と社会福祉施設が連携して地域課題の解決に取り組む地域貢献委員会の設置を大阪府社会福祉協議会とともに促進しました。平成20年度末現在7市町村社会福祉協議会で設置されています。

【課題】

- 府と大阪府社会福祉協議会は、ともに広域的な観点から地域福祉を推進する「車の両輪」です。大阪府社会福祉協議会には、広域的な社会福祉協議会の役割として、府域全体の福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上を図ることが求められており、こうした観点から同協議会に対する補助・委託事業の再構築に取り組む必要があります。

- 大阪府社会福祉協議会とともに地域貢献委員会の設置を一層促進するとともに、地域貢献委員会と民生委員児童委員協議会とが連携し、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設の三者がその役割を果たしつつ連携して地域課題の解決に取り組む必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 大阪府社会福祉協議会が実施する府域の福祉課題の把握やそれらの課題を踏まえた施策提言、また、福祉人材の養成・確保等の広域的な取組みや事業に対する助成等を通じ、その活動を支援します。
- 市町村社会福祉協議会が、地域福祉活動計画に基づき、地域の実情に応じ、福祉サービスの実施や相談援助活動、小地域ネットワーク活動等地域福祉の総合センターとしての取組みを進めるよう、市町村や大阪府社会福祉協議会とともに支援します。
- 「福祉と共生のまちづくり」を一層推進する観点から、大阪府社会福祉協議会とともに地域貢献委員会の設置を促進し、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設の三者の連携により、災害時における安否確認や社会福祉施設の活用等に取り組むとともに、三者がNPOや社会起業家等の民間団体とも連携し、地域課題の解決に取り組むよう、働きかけます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
地域貢献委員会を設置している社会福祉協議会数	政令市を除く 41市町村社協中 7市町村社協	政令市を除く 全市町村社協	政令市を除く 全市町村社協

② 大阪後見支援センター（あいあいねっと）の再構築

大阪府社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の権利擁護を図るため、大阪後見支援センター（あいあいねっと）を設置しています。

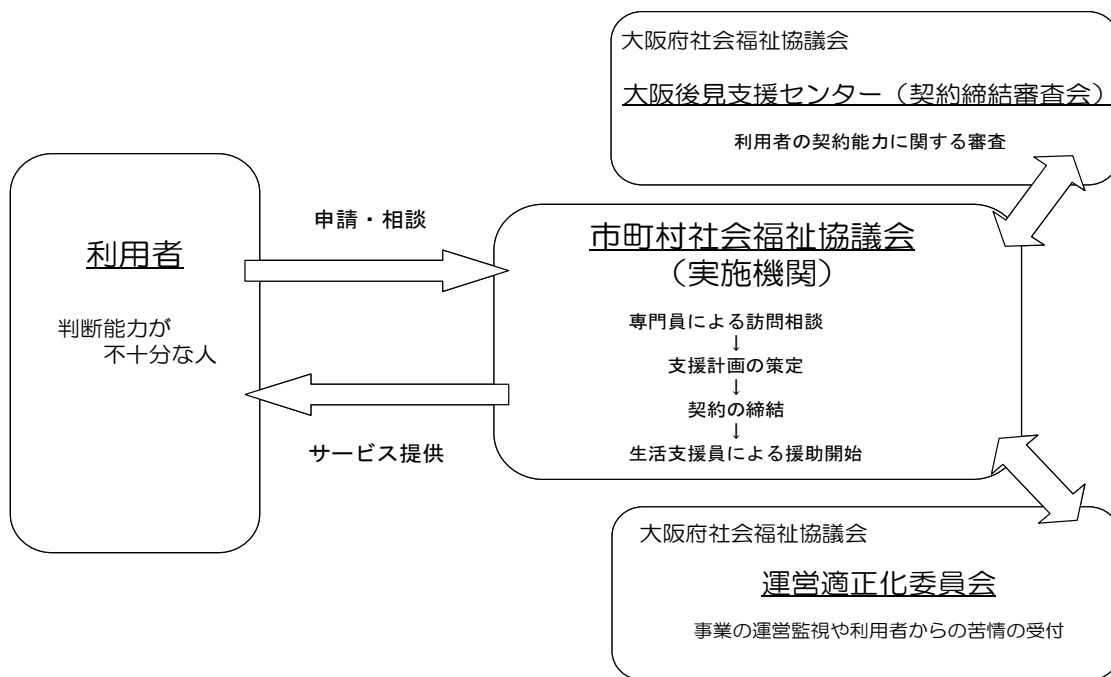
【第1期計画における取組状況】

- 大阪後見支援センターでは、自己の判断のみでは意思決定に支障がある認知症高齢者等の権利擁護に関わる相談事業を実施するとともに、認知症高齢者等の自立した生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理サー

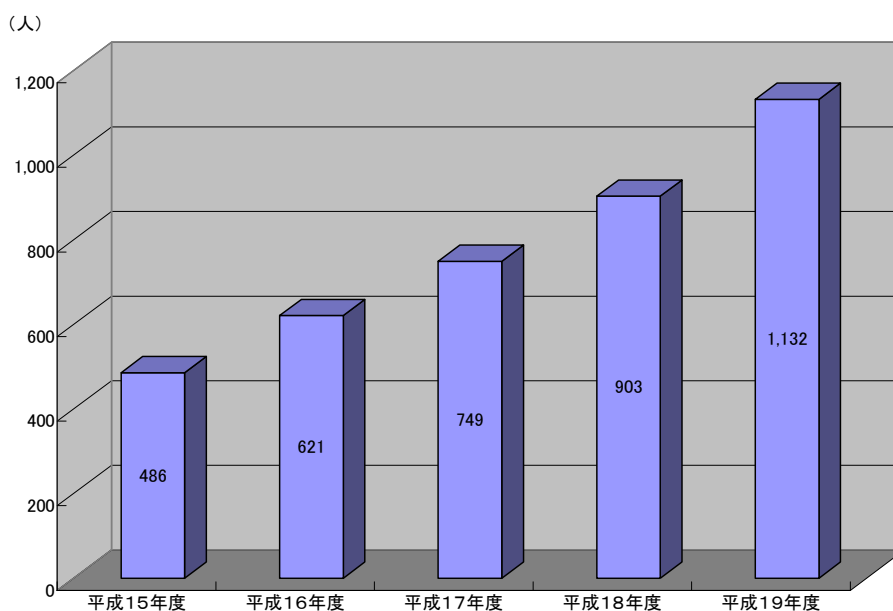
ビスを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

府はこれまで同センターに対する支援とともに、同センターからの委託を受けて日常生活自立支援事業を実施している市町村社会福祉協議会に対し、同センターを通じて支援してきました。

日常生活自立支援事業による支援の流れ



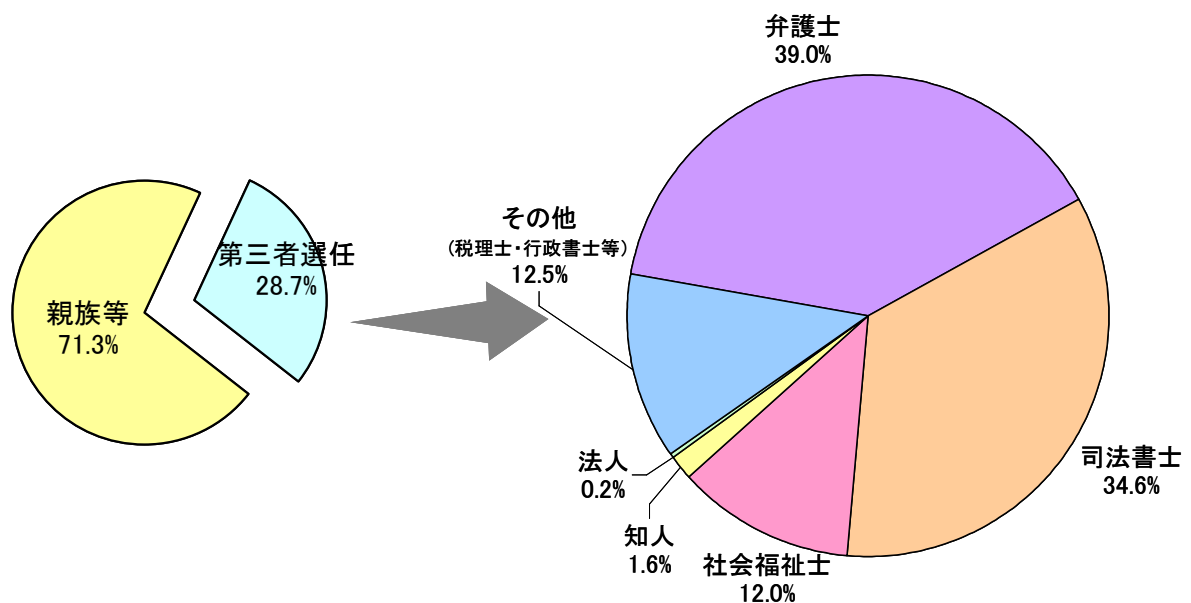
日常生活自立支援事業実利用者数の推移



(出典：地域福祉課)

- 成年後見制度の利用を促進するため、府、大阪後見支援センター、大阪弁護士会、社団法人大阪社会福祉士会、社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部で構成する成年後見研究会により「成年後見制度市町村長申立の手引き」を作成・配布するとともに、成年後見研修会の開催等を通じて、市町村への制度の普及や担当者のスキルアップに努めました。

成年後見人の担い手の現状及び第三者選任の内訳（平成18年度）



（上記データについては、大阪弁護士会発行『成年後見人の担い手に関する検討報告書』より引用）

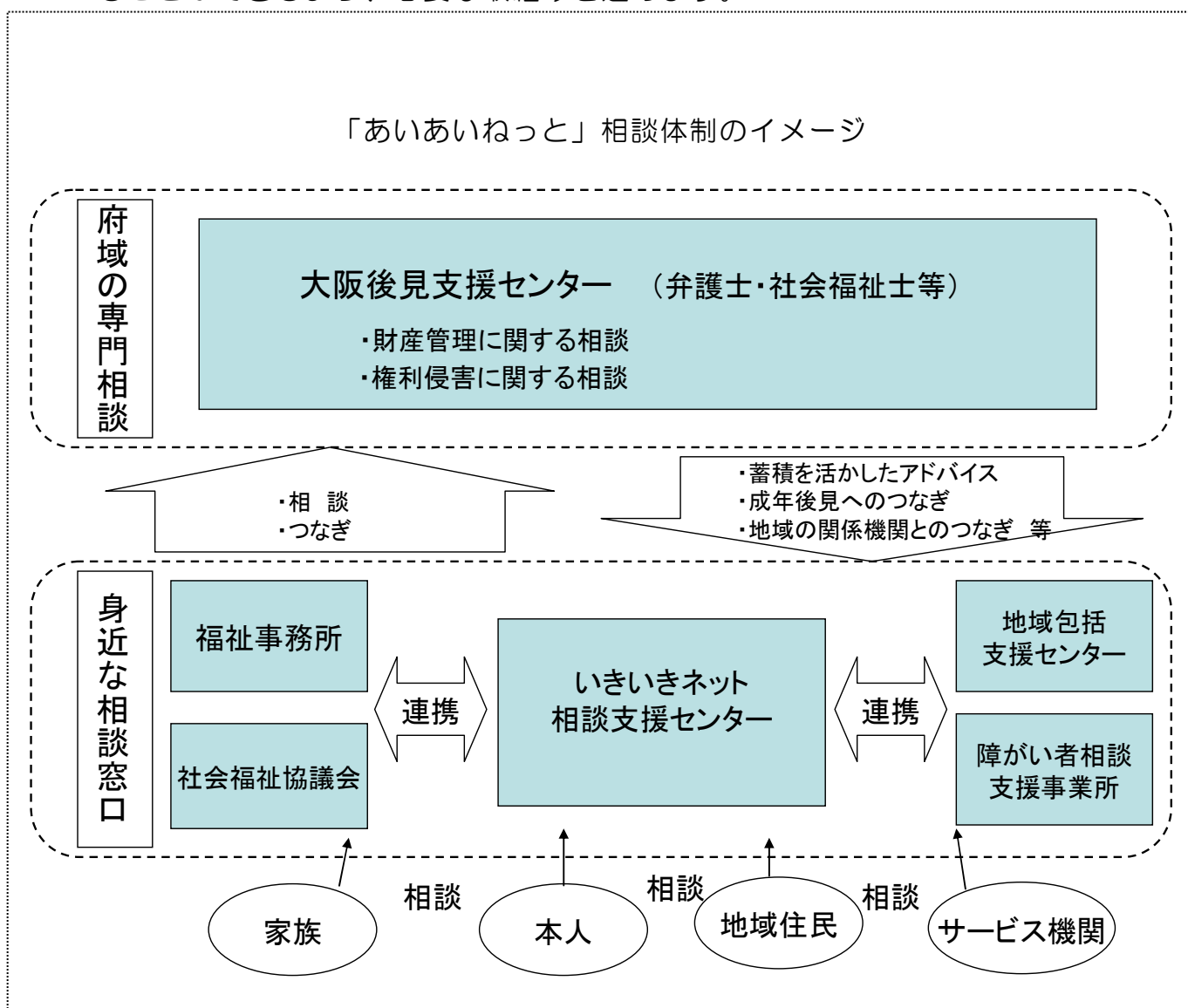
【課題】

- 相談内容の高度化・多様化に対応するため、大阪後見支援センターと地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、消費生活センター等関係機関との連携が必要です。
- 認知症高齢者の増加や知的障がい者及び精神障がい者の地域移行の進展等により、日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にあります。このため、事業の利用待機者がいる地域も現れていることから、その解消を図ることが必要です。
- また、今後、成年後見制度の利用が増加し、弁護士・社会福祉士等専門職後見人の不足が予想されるため、成年後見制度の新たな担い手となる市民後見人の養成や法人後見の取組みが求められています。

【第2期計画における具体的取組み】

- 大阪後見支援センターと市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、消費生活センター等関係機関による連絡会議を府内の地域ブロック単位で開催するなど、相互の連携を図ります。
- 地域の相談機関では対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターがスーパーバイザー（指導者・監督者）として、地域の相談機関からの相談に応じることができるよう、必要な取組みを進めます。

「あいあいねっと」相談体制のイメージ



- 日常生活自立支援事業の利用待機者の解消を図るため、実施機関である市町村社会福祉協議会が、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関と連携して利用者の自立支援に取り組めるよう、促進します。
- 日常生活自立支援事業の利用者が契約内容について判断能力を喪失するなど、成年後見制度の対象と判断される場合については、本人にふさわしい援助が受け

られるよう取組みます。

- 成年後見研究会の活用や市民後見人の養成に先駆的に取り組む機関等との連携により、市町村や市町村社会福祉協議会に対して、市民後見人の養成に向けた研究の場を提供します。
- 市町村社会福祉協議会における法人後見に対する取組みに対して、先駆的に法人後見に取り組むNPO法人等とも連携しながら、大阪府社会福祉協議会とともに支援します。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
日常生活自立支援事業の利用待機者数	148人 (H20年3月末)	待機者ゼロ	待機者ゼロ
法人後見人に取り組む市町村社会福祉協議会数	—	2	4(累計)

③ 福祉サービスの苦情解決体制への支援

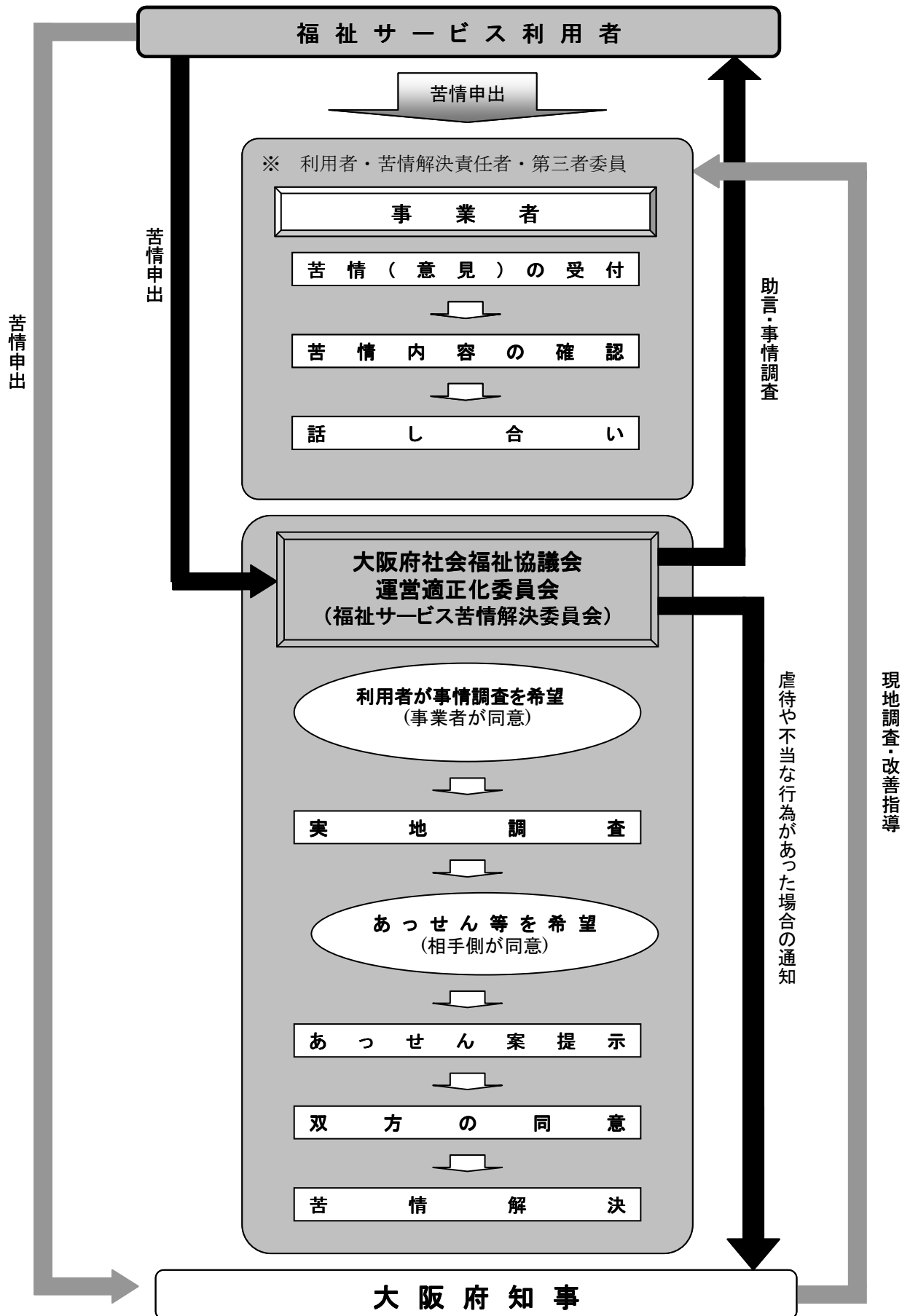
福祉サービスを必要とする人が、自分にふさわしいサービスを選択し、利用するためには、苦情解決の仕組みが必要です。

社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情に対し、解決に向けて取り組むことが求められています。

現在、苦情解決体制における客観性を確保するため、第三者委員を設置する事業者が増えています。

さらに、福祉サービスに関する苦情のうち、事業者の段階で解決困難な事案について、中立・公正な立場から解決に向けての相談やあっせんを行う運営適正化委員会が大阪府社会福祉協議会に設置されています。

運営適正化委員会における苦情解決までの流れ



【第1期計画における取組状況】

- 第三者委員を設置する事業者は、平成14年度の817か所(設置率59.3%)から平成18年度は1,058か所(設置率79.0%)に増加しました。
- 運営適正化委員会では、福祉施設の職員を対象に、苦情解決に関する研修会や講演会を開催するとともに、福祉施設への委員の巡回視察により、優れた実践事例を把握し、研修等で紹介するなど、苦情解決機能の充実及びサービスの質の向上を図っています。また、苦情解決体制の整備状況や苦情への施設内対応について調査を行い、その結果を広く関係施設に周知しています。
府は、このような運営適正化委員会の取組みに対して助成を行っています。

【課題】

- 苦情解決体制における客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員の設置をさらに促進することが必要です。
- 多様化するニーズに対応するため、事業者における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の資質向上が必要です。
- 運営適正化委員会と地域の相談窓口をはじめ、大阪府国民健康保険団体連合会等専門的な相談機関との連携を図ることが一層必要となっています。

【第2期計画における具体的取組み】

- 苦情解決に関する講演会や事業者に対する指導監査の際に第三者委員の役割の重要性について啓発するなど、第三者委員の一層の設置促進を図ります。
- また、苦情解決に関する研修会や講演会を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップが図られるよう、支援に努めます。
- 運営適正化委員会と市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、子ども家庭センター及び大阪府国民健康保険団体連合会等との連携の促進を図ります。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
事業者における第三者委員の設置率	79%	90%	100%

④ 福祉サービス第三者評価事業等の推進

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に利用者の立場に立って良質かつ適切なサービス提供に努める必要があります。

このため、公平中立な立場の第三者(評価機関)が、専門的かつ客観的な立場か

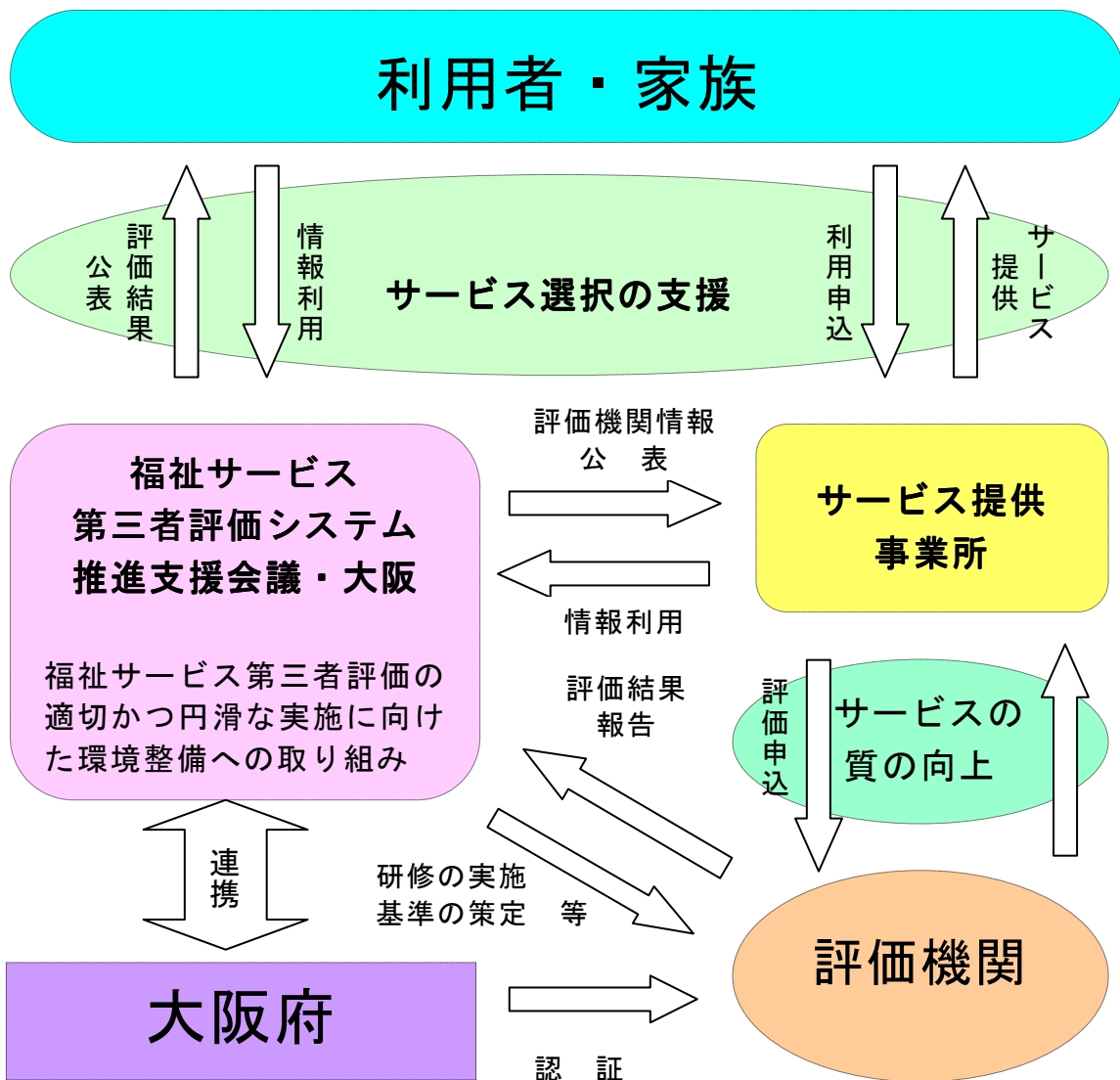
ら評価を行う福祉サービス第三者評価の推進が重要です。

また、サービス事業者が質の高いサービスを提供していくためには、事業者において健全な業務・財務運営の確保が図られる必要があります。

【第1期計画における取組状況】

- 大阪府総合福祉協会に設けられた「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」を中心に、福祉サービス第三者評価の取組みを進めるとともに、同会議を本府における推進組織に位置づけ、評価結果の公表や評価調査者の養成研修、府独自の評価基準の作成並びにホームページの活用やフォーラムの開催を通じた事業の普及啓発に取り組みました。
- 府は、平成17年度から評価機関の認証を行っており、平成21年2月末現在、26機関が認証を受け、159の事業所が第三者評価を受審し、その結果を公表しました。また、評価機関の認証にあたっては、府独自の認証要件を設けるとともに、必要に応じてその見直しを実施しました。
- 事業者に対しては、受審を促すために指導監査等を通じて制度の普及を図るとともに、受審施設への監査要件の緩和や補助等を実施しました。
- 社会福祉法人等が府民のニーズに応え、質の高い福祉サービスの提供拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、指導監査を実施しました。

福祉サービス第三者評価の概要



第三者評価の認証機関数と受審事業所数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (21年2月末時点)
認証機関数	33	35	38	26
受審事業所数	12	59	123	159

(出典：地域福祉課調べ)

【課題】

- 福祉サービス第三者評価については、評価を受けるかどうか任意であること、評価を受ける意義について事業者の理解が進んでいないこと等から、評価を受ける事業者数が少ないのが現状です。

このため、第三者評価のさらなる受審を促進する必要があります。

一方で、利用者側に対する制度周知についても、一層図っていく必要があります。

- 本評価が事業者と評価機関との契約のもと実施されていることから、評価結果の信頼性が損なわれないようにする必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 事業者に対し、第三者評価の受審を一層促進するため、受審施設に対する優遇措置等の実施について検討するとともに、関係団体を通じた普及啓発に努めます。
- サービス利用者が受審施設の情報簡単に検索できるよう、受審施設への府内統一の受審済証の発行や大阪府介護・福祉・子育てサービス情報提供システムを活用した情報提供を行います。
- 本事業の内容を府民に広く周知するため、ホームページによる制度の広報の充実に努めます。
- 評価結果の信頼性を担保するため、大阪府第三者評価機関認証委員会の意見を聴きながら、必要に応じ、評価機関の認証要件の見直しを実施します。
- 引き続き社会福祉法人等の指導監査を行い、サービス事業者の適正な事業運営の確保に努めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
第三者評価受審事業所数	159 (21年2月末時点)	年間50の新規受審を目指します	

⑤ 福祉有償運送の推進

高齢者・障がい者のうち、単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の地域における移動手段を確保し、その社会参加を図るため、NPO法人等の非営利法人が実施する福祉有償運送が平成18年10月から制度化されており、府内でも平成21年2月末現在で150団体が事業を実施しており、平成20年8月末現在で9,851人が利用しています。

福祉有償運送制度（概要）

1 福祉有償運送とは

要介護者・身体障がい者等のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者に対して、NPO法人等が営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス（道路運送法第79条による登録が必要）

2 主な運送条件

<運送主体>

NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人 等

<運送の対象>

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難な者であって会員登録をしている次の者

・要介護者及び要支援者、身体障がい者、知的障がい者 等

<使用車両>

乗車定員 11 人未満の法人等が所有する自家用自動車

寝台車、車いす車、回転シート車等の福祉車両だけでなく、セダン車も使用可

<収受する対価>

当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内（時間制、距離制、定額制）

3 登録手続き

地域における運送の必要性等について運営協議会において協議が調っており、必要事項を記載した書類を添えた申請に対し、運輸支局長が登録簿への登載及び登録番号の付与を行う

【第2期計画における具体的取組み】

- 福祉有償運送の事業を行うための登録申請に必要な運営協議会の運営を支援するなど、引き続き福祉有償運送の推進に努めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
福祉有償運送を利用する会員数	9,800人	10,400人 (毎年200人増加)	10,800人 (毎年200人増加)